国への働きかけに向けた副首都化を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会

≪第8回議事録≫

■日　時：令和6年6月14日（金）　10：00～11：34

■場　所：大阪市役所Ｐ１階（屋上）会議室

■出席者：伊藤正次、大屋雄裕、倉本宜史、野田遊

（名簿順）西島亨、濱ノ園英樹、小田哲史、鴨田悦史、伊東義博、瀬藤威夫

（伊東副首都企画担当課長）

　定刻となりましたので、第８回「国への働きかけに向けた副首都化を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会」を開催させていただきます。

　副首都推進局副首都企画担当課長の伊東でございます。よろしくお願いいたします。

　本意見交換会は、公開の原則にのっとって傍聴席を設け、配付資料や議事録は公表することとしております。また、本日の会議映像を録画させていただき、議事録のホームページ掲載が整うまでの間、ホームページ上で閲覧できるようにさせていただきます。本日の会議開催時間は、最大12時までを予定しております。

　初めに、本日の御出席者でございますが、オンラインで、伊藤先生、大屋先生、倉本先生、野田先生に御参加いただいております。

　続きまして、本日の資料でございますが、メンバーの皆様におかれましては事前送付しております資料一式を御確認ください。次第、本日の参加者名簿、配席図、資料１「国への働きかけに向けた副首都化を後押しする仕組みについて」となっております。

　それでは、ここからの進行を副首都推進局長、西島が務めさせていただきます。お願いいたします。

（西島副首都推進局長）

　本日もよろしくお願いいたします。

　今日の議題は、「国への働きかけに向けた副首都化を後押しする仕組みについて」というところで、これまでの意見交換会で経済・社会の動きですとか、我が国ですとか諸外国の制度・仕組み、大阪の現状などにつきまして議論を重ね、前回は日本の成長をけん引する「戦略拠点都市」と言いましたけれども、それに求められる要件に御意見をいただきました。

　今回からは、具体的に副首都化を後押しする仕組みについて、どのようなことが考えられるのかということについて、御意見を頂戴したいと思っております。

　初めに、資料１につきまして担当から御説明を申し上げます。よろしくお願いします。

（鴨田副首都企画担当課長）

　おはようございます。副首都企画担当課長の鴨田でございます。

　それでは、10分ほどお時間を頂戴いたしまして、資料を御説明させていただきます。ざっと説明させていただきますので、もし音声等聞き取りにくいところがありましたら、途中で御指摘いただければと思います。

　早速、まず１ページを御覧ください。前回の意見交換会で、戦略拠点都市に求められる要件として、一定の経済規模、人、物、金の中枢・中継性、イノベーションを生み社会実装できる都市であるといったこと、さらに規制改革を推進する役割や財政的な自立性、またそれらと平仄は異なりますけれども、首都機能の代替・補完性、さらに基礎自治体と広域自治体の一体性や協力関係が確立されているといったことについて、御意見を頂戴いたしました。

　一方、大阪では、副首都・大阪の実現に向けて「副首都ビジョン」を取りまとめています。ビジョンでは、世界標準の都市機能の充実やチャレンジを促す経済政策などを進めることとしておりまして、これらの中で先生方からいただいた戦略拠点都市に求められる要件に関するものとしては、大阪の成長とか都市の発展を推進していくという取組の方向性が掲げられております。

　本日は、こうしたことを踏まえつつ、副首都化を後押しする仕組みを国に働きかけるに当たりまして、どのようなことが考えられるのかということが御議論いただきたい内容となります。

　そして、その視点といたしまして、自治制度や統治機構改革とか国土政策など様々にございます中で、本日は規制改革や地方分権改革の観点から幅広く御意見を頂戴できればと考えております。

　２ページを御覧ください。今申し上げました意見交換会での議論と「副首都ビジョン」の関係を示す全体イメージとなります。

　３ページを御覧ください。「副首都ビジョン」に掲げております取組の方向性と、先生方から頂戴しました戦略拠点都市に求められる要件、とりわけ成長とか発展に関する部分としての関係を示しております。とりわけこのページでは、スタートアップの成長化促進とか都市のにぎわいを呼び込む拠点形成など、大阪の成長や都市の発展という観点から、「副首都ビジョン」に掲げている取組の方向性と、国への働きかけの視点というのを幾つか例示させていただいております。

　４ページを御覧ください。このページは、本日御議論いただきたいポイントとなります。まず一番下、資料丸の一つ目となりますけれども、副首都・大阪の実現に向けては、先ほど例示で御覧いただきましたスタートアップの成長化促進とか拠点形成など、「副首都ビジョン」に掲げています成長や発展に関する取組の方向性に沿って、行政とか民間、第三セクターなど、様々な主体が大阪で具体的に施策を推進していくこととしています。その上で、規制改革とか地方分権の観点からは、まずは活用できる既存の国の仕組みというのは最大限に活用しながら、大阪自ら施策を推進していくというのが基本スタンスであると考えております。

　その上で、資料上段の四角囲みの中となりますけれども、規制改革に関しましては、三つ目にございますように、活用できる既存の国の仕組みでは、特定の地域に限った規制改革は実施できないということが大きな課題ではないかと考えております。

　同様に、右側、地方分権改革に関しましては、活用できる既存の仕組みでは、これまで実施してこなかった事務の移譲等の提案とか、あと国の税財源の移譲等に関する改革というのが、国に求めていくことができないスキームになっているということが、大きな課題ではないかと考えています。

　こうしたことを踏まえつつ、資料一番下の網かけとなります。国に働きかけを行うイメージでございますが、本日はこの①国全体の成長・発展にも資するような地域の自主・自律的な取組をさらに推進する仕組み、そして、②国との関係におきまして、地域の成長・発展に係る施策を一体的に推進する仕組みとして、どのようなことが考えられるのかということにつきまして、皆様から御意見を頂戴できればと思います。

　５ページを御覧ください。ここから、あくまで本日の議論のたたき台といたしまして、事務局のアイデアレベルとなりますけれども、規制改革とか分権改革の観点から、国に働きかけを行ってはどうかと考え得る新たな仕組みとして具体例を三つお示ししております。

　５ページは、新たな特区の仕組みということで、この真ん中の丸となりますけれども、他の特区指定地域と横並びではなく、また全国展開することに縛られない特定の地域のみに適用される、一歩踏み込んだ規制緩和とか特例措置が実現すれば、民間や第三セクターが規制の状況とかビジネスの環境の面で地域をいろいろ選択しまして、それでさらなる投資とかＤＸの推進、また少子化、高齢化をはじめとする様々な社会課題を解決するイノベーションを伴った新たなサービスとか、ビジネス展開へのチャレンジが広がるのではないかということ。また、こうした取組により都市間競争とか切磋琢磨が促されまして、日本全体の成長が底上げされるのではないかという考えの下、次、６ページに具体例、仕組みをお示ししております。

　内容としまして、オーダーメードで自治体と所管省庁が個別に契約・協定を締結いたしまして、それに基づきプロトタイプの実証という観点から、当該自治体の行政区域に限定しての規制改革を推進できる新たな特区の仕組みをお示ししております。

　次に、７ページを御覧ください。こちら、国と地域の一体的な行政運営の仕組みということで、真ん中の丸に書いておりますが、国と地域の類似の取組の一体性を確保するという観点から、権限や財源、責任の一元化を図ることができれば、施策推進のスピード感の向上、大阪の地域性を踏まえた重点投資などが期待できるのではないか。また、国にとっても効率的な行政運営とか組織のスリム化につながるのではないかという考えの下、次の８ページに具体例をお示ししております。

　内容としましては、地域の特性とかニーズを踏まえて実施すべき大阪の成長と発展につながる取組につきまして、事務委託契約に基づいて、国から自治体へ分野ごとに権限、財源、責任などの一元化を図る仕組みをお示ししております。

　最後に三つ目、９ページを御覧ください。地域の取組に対するインセンティブの仕組みとなります。真ん中の丸となりますけれども、財政面での地域の自由度というのをさらに高めるという観点から、国全体の成長・発展にもつながるような地域の自主・自律的な取組に対しまして、国からインセンティブが実現すれば、地域の判断で施策全体をコントロールしながら地域の成長・発展に向け投資を拡大し、より大胆で戦略的な施策展開が期待できるのではないか。また、国税収入全体もさらに増加して、それを原資に地方創生の取組なんかが促進されるのではないかという考えの下、次の10ページに具体例をお示ししております。

　内容としましては、大阪府域の国税徴収額につきまして、当初見込額を超える額の一定割合を地域の成長・発展に向けた再投資の原資として、還元いただきたいという仕組みとなります。

　12ページ以降は参考資料となります。12ページは、人口の動きなどから見ました都市圏を後押しする必要性に関して資料を追加しております。

　都道府県別に人口ピーク時からの推移を上から下に表しています。こうした差異を見ますと、市町村だけでなく都道府県も、今後も引き続き広域自治体としての役割を果たすことができるのかどうか。そういった観点からも、成長のけん引役として都市圏を後押しする必要というのが考えられるのではないかということでお示ししております。

　13ページを御覧ください。同様の観点で、純資本ストック当たりの付加価値額というのを都道府県別に比較した資料となっています。この視点から見ますと、東京とか大阪、愛知、福岡などが高い水準となっておりまして、都市圏への投資が日本全体の成長につながっていくのではないかということが言えるのではないかということでお示ししております。

　14ページを御覧ください。以前にも、こちらを資料とさせていただきました。突出した首都を持つよりも、高い経済パフォーマンスを持つ第二階層都市というのを多く形成することが、国全体の利益を生み出すのではないかという海外の研究事例の御紹介となります。

　以下、15ページから16ページにかけましては、これまでの国における規制改革の動き、そして17ページから18ページが、これまでの国における地方分権改革の動き、そして19ページと20ページは、地方分権改革と規制改革の大阪の取組となっています。最後、21ページ、22ページは、イギリスの権限・財源移譲の仕組みとなっていまして、21ページ上段の丸一つ目にございますように、イギリスでは都市が地域経済を活性化させるとともに、国全体の経済成長をもたらすという考えの下で、個々の地域が中央政府と個別に交渉して、都市それぞれで異なる権限とか財源移譲が行われているということで、先ほどの三つの具体例の参考とさせていただきましたので、資料として掲載させていただいております。

　資料の説明は以上となります。何とぞよろしくお願いいたします。

（西島副首都推進局長）

　そうしましたら、意見交換のほうをお願いしたいと思います。

　ちょっとだけ重複するんですけれども、資料の３ページのところで、左上に前回の三つの戦略拠点都市の要件というようなところを並べさせていただいていまして、これを大阪で実現していくとなると、その横にある「副首都ビジョン」で書いている大阪の成長ですとか、都市の発展のそれぞれ具体の施策をどんなふうにやっていくのかと。それをやっていくに当たって、国の例えば規制が何か支障になっているとか、国と地方の役割分担の中で、こういう成長とか都市の発展の大阪の取組というのがやりづらいというのがあって、その上で規制改革とか地方分権改革の中で、新しい仕組みというのを国に働きかけたいというのが通常の筋やと思うんですけれども、今日はそこの具体のどんな施策で、どういうことをというのは横に置いておかせていただきまして、そこの下の規制改革と地方分権改革という観点で、先ほど御説明申し上げました三つの新しい仕組みというのを、アイデアレベルなんですけれども、今回御提示をさせていただいています。この三つの案でも結構ですし、それ以外の関連するものでも結構ですので、先生方から順番に御意見をいただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　では、誠に恐れ入りますが、今日は倉本先生、大屋先生、伊藤先生、野田先生の順番でお願いをしたいと思います。

　すみません、最初に倉本先生、よろしくお願いいたします。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　皆さん、こんにちは、倉本です。聞こえておられますでしょうか。

（西島副首都推進局長）

　聞こえています。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　それでは私から、まずは先ほど具体的な例として示していただいた三つの話について、私の感想といいますか、意見を述べたいと思います。

　最初に、一つ目のプロトタイプ実証都市という話なのですけれども、後でお答えいただければと思いますが、確認として、これは東京にも適用される制度だという認識でよろしいでしょうか。

　なぜ、そういう話をしたかを説明しますと、これは大阪から発信する新たな仕組みとして提案されることには十分意味があると思います。ですが、大阪のみに適用される一歩踏み込んだ規制緩和という一文があることによって、勘違いを生んでしまうことを懸念しています。大阪だけが、このプロトタイプ実証都市になることの出来る制度を提案する、という話ではないと思います。したがって、その勘違いを生まないように、大阪を含んだ全ての都市が、このプロトタイプ実証都市として、自発的にそれぞれの都市が提案できる、新たな特区をつくられる、という表現が必要かと思います。

　もちろん、先ほども言いましたように大阪発信という形で、この制度を提案していくという意味では、大阪を具体例として、ここで「大阪のみに適用されるような特区を提案します」という書き方に意味があることは分かるのですけれども、ちょっと誤解を生む表現になっているかと思います。

　また、評価といいますか気になることを一つ述べます。これも確認なのですが、「プロトタイプ」という言葉に、私は少し違和感を覚えています。「プロトタイプ」という言葉には、試作品ですとか、ひな形といったイメージがあります。試作品だとすれば、何がしかの完成品があるということだと思いまして、その発想は、従来の全国展開を踏まえた、または見据えた特区の話と同じ内容に聞こえてしまいます。そういう意味でプロトタイプの実証という表現は、これもまた誤解を生むのではないかと思います。あくまでも各地域が、独自に個別所管省庁との交渉をした結果、例えば大阪ではこういう特区制度で規制をなくす、また福岡なら福岡で、名古屋なら名古屋で個別に実施するという仕組みですので、全国展開というよりは、各個都市で精緻化していくというイメージだと思います。したがって、そういう意味でプロトタイプという言葉はイメージと合わないなと思いました。中身、制度自体は大変面白い内容だと思いますし、そういう切磋琢磨できる環境がつくられるということもよろしいかと思います。

　二つ目の具体例では、一元化を図ることができると、ご説明いただきました。これは大変重要な観点だと思います。といいますのも、私は、昨日まで釜山にて釜山港の視察をしてきました。釜山港はアジアでも有数の港湾都市として発展していますが、国が主体となって公社をつくり、施設と制度の整備をしています。そういう意味では、釜山市という地方自治体は、あまり関わっていません。つまり、どこかの一つの意思決定主体が全体最適を図りながら、個別の特性を踏まえた投資を行っています。そういう投資の仕方もありかと思います。大阪におかれましては、既に府と市、国で港湾の管理や投資の役割分担はされています。そして、役割が分かれているメリットももちろんありますし、港湾の管理を地方公共団体が実施しているからこそ、地方の特徴、特に大阪、関西のメリットを活かせるということもあると思います。その実態は認めつつ、私の提案としては、ポート・オーソリティという形で、国も、市も、府も機能できるような、もう少し大きな形で港湾行政を担う組織をつくられたらどうかと思います。これは一つの例であり、港湾以外にもそれぞれの行政分野を担う組織の再編も含んだ一元化の議論が重要だと感じました。

　三つ目に関しましてはインセンティブの話です。お金に関する一つの具体例を挙げていただいています。こちらは一つのアイデアとして、すごく面白いと思います。今まで交付税等の地方財政の話で、税収が増えても、その分、交付税が減って、結局は収入の面では特に大きなメリットがないということが言われていました。しかし、このような形で税収を多く取れるような環境整備ができて、実際に税収が増えたら、その分を投資を見込めるお金として使えるということは非常に意義があると思います。

　こちらも一つ、誤解があってはいけないので確認させてください。この使い道を、今は地域の成長・発展に向けた再投資の原資として考えておられるというお話ですが、それは使途を限定されての税収とされるのか、それとも使い道を限定されないのかが、分かりにくく思います。ビジョンを共有したいと思いますので、そちらの確認をお願いします。

　すみません、長くなりましたが、以上になります。

（西島副首都推進局長）

　倉本先生、ありがとうございました。そうしましたら、ちょっと御質問のところがありましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

（鴨田副首都企画担当課長）

　ありがとうございます。では、私のほうから、一つ目の新たな特区制度ですね。先生に御指摘いただいた東京にも適用される制度かどうかというところまで正直に議論は進んでないんですけれども、私のイメージとしましては、もちろん仕組みはいろいろなところで使える。その仕組みを使った規制改革は特定の行政区域限定、そういう意味で書いているつもりです。つまり、東京でも使えるのかどうかという、国のほうでそれを使う制度にするということは、別にそういうことかと思います。

　あと、プロトタイプという話の言葉の使い方として、先生に御指摘いただいたので、ちょっとこの辺は考えようかなと思っていますが、イメージとしては、先生がまさにおっしゃっていただいたように、実際、規制改革をするときに、根拠法令まで書き換える手続は経ないで、あくまでモデル的なものを実証していく。そういうデータを使って最終的に規制改革されるかどうかというのは別だけれども、モデル的に大阪だけでまず限定して、規制改革でビジネスの新たな取組とかをさせてほしいというようなイメージで使っています。ちょっと表現として、そこを工夫したいと思います。

　あと、最後に税の使い道の話でございます。イメージしておりますのは、ある程度分野は再投資として特定するということで、国とルールメーキングしたほうがいいのかなと思っています。例えば福祉的な使い方とかではなくて、成長・発展に資するような産業の振興とかまちづくりとかに使うと。ただ、その使い道は地域の裁量に任せてほしいというのがイメージでございます。

　仕組みの内容としては、以上でございます。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　ありがとうございます。大変理解できました。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございました。続きまして大屋先生、すみません、お願いいたします。

（大屋慶應義塾大学法学部教授）

　大屋でございます。

　一つ目は、今、倉本先生がおっしゃったこととも関係をしてくるのですが、こういう制度構想を考えるときの１つの重要なポイントというのは、ここでこれを言って申し訳ないんだけれども、政府の側からすると、大阪を特別に思いやる義理はないのだという点にあると思います。もちろん地方自治体について、それが健全に成長するように配慮するということは向こうも義務として引き受けているかもしれないけれども、それは多分47都道府県等しく思いやる義務のことであって、特に大阪を重視しなければいけないという義理は残念ながらないわけですね。

　そうすると、ある政策提言をするとして、それが大阪にとっていいのですというだけでは正当化として不十分であって、日本全体に裨益するのですと、大阪ももちろんうまくいくわけですけど、それを通じて様々な自治体であるとか、あるいは日本全国がよりよくなっていくのですということをやはり建前としては構えないといけないと。

　そうすると、これは先ほどのプロトタイプという言葉とつながってくる話であって、やはり建前としては、ここで実証をやることによって、よい政策と悪い政策、あるいはよい政策の前提条件というのが明らかになってくるわけです。それを踏まえて追随する自治体があれば、それはやっていただければよいし、何だったら全国の統一の制度として組み込んでもらえばいいのですということを掲げる必要はあるだろうと。

　その一方で、それが建前であるならば、大阪のもう一つの戦略としては、そうなんだけど、これは実はほかの自治体はついてこられないよねというところを核としたモデルを提示するということである。例えば大規模港湾を抱えているというのはそうかもしれないし、あるいは京都とか、神戸とか、そういった都市との連携が可能であるというのも、例えば名古屋とか福岡には近隣の第二都市というのはないわけですから、そういう形で差異化を戦略としては持っていくべきだけれども、建前としてやはり全国裨益というのを掲げないといけないだろうと思われるところというのが第１点です。

　その上で、これまでも都道府県と市町村、特に政令市の間の二重行政というのは、特に大阪府市さんは問題とされてきたところであって、これを両者の連携によって解消していくのであると、よりよい効率的な行政を行うんだということを掲げられてきたわけですが、新たな仕組みの具体例２の話に関わってくるわけですけれども、考えてみると国と自治体の間でも重畳的な行政というのはある。例えばだけれども、消費者法領域でいうと、国民生活センターという国の組織と生活消費センターでしたっけ、都道府県には必置、市町村は設置してもよいという、そういう組織があって、政令市さんだと大体設置しておられるわけですけれども、いっぱいあると。どこにどう相談を持っていっていいか、よう分からんみたいなことが実際に生じるわけですね。

　そうなったときに、先ほど言ったとおり、大阪では府市は連合すること、連携することによって、そこを一体的に運用するんだと、効率的にやるんだということになっているわけですが、国のところまで取り込んだ連携、業務の統一化とか、そういうことも本来可能だよと。あるいは国道整備なんかもそうかもしれません。もともと都道府県が部隊を持っているんだから、こちらでやるから、それで効率的に整備ができるだろうというようなことはあり得る。もちろん、それはただやるだけじゃなくて、それに相応する財源は下さいというのは、これはあちらにとっても利益があるかもしれないことであるし、場合によっては、それを通じて、なるほど、そういうのがうまくいくんだったら、できる地域はもう下に下ろしましょうという話になるかもしれないと。

　そういう形で、これまで進めてきた自治体間連携ですね。都道府県、市町村の垂直補完と言われるものが典型ですけれども、それを国まで広げたら、もっと新しいことができるんじゃないですかというのが、地方側からの提案としても非常に意義のある魅力的なものだと思われます。これは、だから大変新しいということなのではないかなと思いましたということです。

　取りあえず、以上でした。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございます。続きまして伊藤先生、お願いいたします。

（伊藤東京都立大学法学部教授）

　御説明ありがとうございました。幾つかございますけれども、１つは、今、大屋先生が最初におっしゃったこととも関係すると思いますけれども、これは、前回の意見交換会でも申し上げたと思いますけど、例えば今の特区の仕組みというのは、基本的には全国展開を前提としているという仕組みになっているんですけれども、今回御提案いただいているのは、必ずしも全国展開を想定せず、幾つかの限られた地域を対象とした、大胆な規制改革の仕組みですとか分権化の仕組みであるということで理解しています。

　ただ、今までの日本の様々な政策を見ていますと、特定の少数の地域なり対象を、対象として集中的に資源を投下するということに関して非常に抵抗が強いわけですね。やはり均てん化とか、国土の均衡ある発展ではないですけれども、非常に平等化圧力が働くということがあって、その部分をどういうふうに払拭するか、あるいはそういう仕組みではないのだということを理解していただくということが必要になってくるということで、それはこうした制度を入れることが日本全体の成長につながる、あるいは少なくともこの人口減少の中での資源の効率的な配分につながるのだということを示していく必要があって、これは大阪のためだけではないということを強調するというのが必要な視点かなと思っています。

　その上で、この三つの仕組みというのは、それぞれ非常に大胆な改革の仕組みであって、それぞれ非常に興味深いと思います。実現可能性云々は、あまり聞くのもどうかと思いますけれども、個人的には二つ目の国と地域の一体的な行政運営の仕組みということに関して、恐らく制度を詰めていくと、いろんな課題が出てくるだろうと思います。

　例えば国と自治体でも、今でも就労支援行政なんかは一体的実施ということで全国的にいろんなところでやっているんですね。これは、ただ事務委託をやっているわけではなくて、単に連携・協力して情報提供しながらやっていますという仕組みになっていて、国と自治体が本当の意味で一体にやっているかというのは、大阪の府市一体のような仕組みではないということでありますので、そうした仕組みを入れていくということは一つ考えられると思っています。

　ただ、国の事務を大阪、例えば大阪府市が一体で行うといったときに、関西なり近畿の地域の広域的な展開を国の出先機関はやっているわけで、その中から例えば大阪の府市の区域だけ切り取って一体で行うということが、どういうことかということが必ず問題になり得るということが一つです。

　それから、権限と財源という点から見ると、一応今でも国の法定受託事務というのがありまして、これは明示的な委託契約に基づいてないんですけれども、一応国から受託、国が本来やるべき事務を地方の事務として委託しているという法的な構成になっているはずなんです。そことの関係をどういうふうに整理するかということですとか、財源だと国庫委託金というのがあって、これは事務の区分とは全く別につくられているわけですけれども、そういったところと制度的な整理というのが必要になってくるかなと思います。

　あんまり細かいことを言ってもしようがないので、これぐらいにしますけれども、考え方としては非常に大胆で面白い発想だなというふうに感想として持ちました。

　以上です。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございます。そうしましたら、野田先生、よろしくお願いします。

（野田同志社大学政策学部教授）

　具体的な三つの取組、仕組みの提案、具体例というのは三つとも、私自身も、かなり具体的なものであり、なおかつ新しいなと思っていますし、地方の自立に向けて非常にいい内容だなあと思っています。

　順番に行きたいと思います。まず最初の特区に係るものですね。特区を受け付けるところというのは、今のところ内閣府になっているというのがありまして、それを具体的に内閣府以外の各省庁と直接交渉し得るかどうかという、その辺の課題も結構あるのかなあというのは一つ手続としては思っております。もう一つは、今、大屋先生もおっしゃられて、そして伊藤先生もおっしゃられた平等化に関わるところも課題としてあると思います。

　振り返ってみると、産業政策とか地域振興に関しては、テクノポリス法とか、頭脳立地法とか、それらの国の政策においては、最初は採択地域が少数の対象だけであったにもかかわらず、地方が中央に要望活動を繰り返す過程でどんどんと対照が拡がっていったという経緯がありますので、平等化の過程で対象地域がどんどん拡がってしまう問題は想定されます。ただ一方で、戦略拠点都市で相互に競争し合う都市圏ということを考えると、その都市圏固有の新しい産業を別々の地域が異なる産業としてつくっていく必要があると思っています。

　大阪、関西の場合は、例えばライフサイエンスとか、健康とか、そういった産業が中心になるということを想像しやすいのかなと思います。でも、一方でこのライフサイエンスを大阪で育成することになったときに、神奈川県もライフサイエンス産業を振興しているとか、いろんなところにありますので、中央官庁としては大阪だけというのはちょっとどうかなというふうに、認識されると思います。ただ、分散的に競争し合うという意味では、産業の分野が分けられているというのが東京一極集中を解消することにもなるし、日本全体として競争し合いながらボトムアップで生産性も上がっていくということになるんじゃないかなあと思います。

　そして、戦略拠点都市の都市圏として見たときに、大阪府、大阪市、あるいは京阪神ということで政策主体が幾つか連携し合うということを想定はしてはいるんですけれども、そこで二つ目の具体例に関わるんですけれども、この場合は政策の段階として実施に関わるところは国が直接実施するんじゃなくて、できる限り地方で実施させてもらうことのほうがメリットがあるという、そういう考え方になるのかなと思います。なので、政策の立案に関わるところを国の例えば近畿経済産業局が行って、実施に関わるところは地方自治体が中心的にやることが必要です。しかしながら、立案に関わるところを全部取り上げられるというわけでもないですし、完全にすみ分けはできないとは思います。できる限りばらばらに並行してやるのではなくて、実施は委託をされながら特定のプロジェクトを地方で行っていくという意味で、二つ目の提案は非常に分かりやすいと思いました。

　三つ目は、これは単純に私は、面白い仕組みでありますし、すごく勉強させられるなあと思っています。単純にこれは交付税の関係でどうなるのかということはちょっと疑問はあるのですけれども、内容としては面白い仕組みかなと思いました。

　以上でございます。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございました。こういう提案をしていく中で、先生方からも御指摘がありましたけど、地域独自の政策をやっていくということと、全国一律のと言っているところの辺りを、一つはまず大阪でやっていくことで全国に展開できますよという理屈の中でやっていくというところがあるのかもしれないんですけれども、この辺りをどう乗り越えていくのがいいのか、なかなか今お話をお聞きしていて、提案は提案として聞いてもらえるかもしれないですけれども、そこからどれぐらい受け入れてもらえるかなと。

　そこは、国の側でどれぐらい考え方、大阪なり関西なりでやってみていいよと思ってもらうかどうかという辺りは、どう考えたらいいのかなというのを伊藤先生とか大屋先生にお聞きをしたいんですけれども、伊藤先生、いかがですかね。

（伊藤東京都立大学法学部教授）

　逆に、だから国の側でどう一旦制度を導入するインセンティブがあるかという話だと思うんですけれども、１つはやっぱり東京一極集中の問題を解消するという観点を強調するというのが１つだと思います。

　ですので、今回のこの制度というのは基本的には東京には適用しない。東京一極集中を食い止める、あるいはその傾向を止めるための仕組みだということを国にもアピールをするというのが一つあり得ると思います。

　ただ、東京に様々な経済、金融等々が集中していることで国がある種潤っている部分もありますので、そことの利害得失をどういうふうにうまく引き出していくかというところも考えられるわけです。逆に、先ほども申しましたけれども、幾つか拠点をつくると、その拠点から漏れた地域からの反対というのがあって、そこが足を引っ張るというところでありますけれども、反対するという可能性もありますので、その部分で国とどういうふうにコンセンサスをつくっていくかというのが、一つ考えられるかなと思います。国のほうもどういう判断をするかというのはなかなか難しいと思いますけれども、そういう感じですね。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございます。東京一極集中の是正の仕組み、是正のためのというアイデアをいただきました。ありがとうございました。大屋先生、いかがですか。

（大屋慶應義塾大学法学部教授）

　最終的には物事は政治とか時の勢いで決まったりするので、それがあるときに動けるように種を仕込んでおかなきゃいけないと、平時にはという以上のことはアカデミシャンとしてはあまり言えないんですけれども。ただ、ちょっと方向性が逆だけれども、特定地域を重視して支援する枠組みというのはこれまでもあって、つまり定住自立圏とか連携中枢都市圏というのは、三大都市圏は駄目というふうに主張されたわけですよね。方向性としては全国の均一の方向なわけですけれども、ただ、それをやるために地方のある程度中核的な圏域というものをつくろうとした。そういう政策であるので、ほっておいても大丈夫な三大都市圏は取りあえずやめてくださいということで排除されたという経過なわけです。

　それと方向性は同じで、ある種の地方の中核的戦略都市をつくるのであると。であるから、それは東京は駄目ですということは十分制度構想としてあり得るだろうと思います。ただ同時に、名古屋とか福岡が入ってくるのは、それは止められないよということになるわけですけれども、大阪としては特にそれでも差し支えはなかろうと思うところです。その中でどう有利な地位を確保するかということを課題として受け止めればよいのではないかということになります。

　それから、こういう政策にどういう意味があるのかという話をしていくと、１つは伊藤先生がおっしゃったように、東京一極集中は食い止めるのであると。したがって、地方の拠点というのは必要なのだと。特にやはり、何度も指摘されていることですが、人口移動が18歳と22歳で起きるというのはもう分かっていて、そのときに高等教育が提供される土地というのは、ある程度地方の中核都市でしかないというのは事実なんですよね。例えば法学教育なんかは典型的な例でして、大都市圏にかなり集中しているんです、法学部の設置校というのは。特に私立はそうです。となってくると、そこで取りあえずでも止めましょうと。18歳でそこに移るのはしようがないけど、22で次に東京に行っちゃうというのを止めたいというと、やっぱり地方の拠点都市というのが十分活気がないと駄目でしょうというのは言い分としてあるだろうと思います。それですね。

　それから、あとは国全体の施策の中で、ただ、今、政府全体としては進めようとしているのだが、例えば省庁間のバリアーであるとか、権限の壁というのにぶつかってなかなかうまくいかんのです、みたいなことになっている政策領域というのを見つけて、そこをだから地方で一元的にやることによって突破しますよというのは、物の言い方としてはあるかもしれないと。私、念頭に置いているのは、これは明確にデジタル化でして、デジタル庁さんが音頭を取って定期的に技術の同等性検証というのをやっていると。つまり、例えばこれまで目視でやっていたけれども、目視と例えばドローンによるチェックを技術的に同等であると。だから、あとは各省庁で頑張って、それに合わせて規制改革はしてくださいというふうに旗を振っているんですが、じゃあ順調に進んでいるかというと、各省庁は各省庁で忙しいわけですよね。なかなかそれがうまくいっておらんというようなことがあるときに、じゃあ地方でそれを実際にやってみてうまくいったんですけどというのをやれれば、圧力になるだろうみたいなことは言い分としてあるだろうと。

　こういう政府全体として横断的に取り組んでいる重点領域というのは、御承知のとおり１つはデジタル化であり、もう一つはこども家庭庁なので、その辺りでいかに言い分をつくられるかみたいなのは議論として考えるべきかなと思いました。

　差し当たり、以上です。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございました。定住都市圏とか、あの辺りも非常に野田先生がお詳しかったと思うんですけれども、御意見がもしありましたら、お願いしたいんですけれども。

（野田同志社大学政策学部教授）

　決して詳しいわけではないのですが、計量分析をされていた方の話を前にお伝えしましたように、定住自立圏構想の採択を受けている地域と、候補地域であるにもかかわらず採択を受けてない地域を比較した場合に、採択を受けていないところのほうが人口が伸びたり、幾つかの指標で採択地域を上回っているという検証結果がありました。私もそれにヒントを得ながら連携中枢都市圏でも検証してみたですけれども、連携中枢都市圏も採択を受けてない中核市のほうが、パフォーマンスが今のところいいということになっており、連携中枢都市圏の政策はあまり効果は上がらなかったと思っています。

　合併の次に連携という流れの中で、中心的な都市が頑張ってくれたら周りの市町村も中心市と連携をとりながらうまいこといくであろうという、そういう発想で、それ自体は間違ってないというふうには思ってはいます。しかし、連携中枢都市圏の範囲が結構、細切れになっており、小さ過ぎたというのが問題であると思います。都市圏と言いながら、そんなに大きくないというのが実情ですので、中心的な都市があまりにも小さい圏域での中心でしたので、この戦略拠点都市ぐらい大きな都市圏で連携中枢都市圏を捉えることができていたら、競争し合いながらそれぞれ自律的になる可能性が高いんだという、そういうシナリオができていればよいと思っています。

　連携中枢都市圏がうまくいかない理由というのは、都市圏が小さ過ぎるので、この戦略拠点都市圏ぐらい広ければ、全国を５つとか６つぐらいの範囲でやれば、そこの中心的な例えば大阪も発展するし、大阪の周辺に位置する和歌山とか奈良県も発展するみたいに感じてもらえることができればいいのかなあと思っております。

　一方で、中心に位置する首都に関して、東京についても、東京は東京での役割があるというようなことも明確でなければならないと思います。東京にいる政治家の方々とか中央官庁の方々は、戦略拠点都市で競争する絵を示すと、東京がちょっと弱まっていくんじゃないかみたいな感じにとられますので、東京は東京で、全体が活性化すると、全体がボトムアップされるだけじゃなくて、東京固有の何か役割みたいなものがより強化されて、主体というのは各都市圏でも主体であるけれども、日本全体をみんながワンチームだみたいな、そういう形で捉えることができたら説得しやすいのかなと思います。

　単なる思いつきなんですけど、つい先日、少子化の合計特殊出生率が発表され、初めて東京都が１を下回ったということで、知事選では子育てが必要といろいろと言っているんですけれども、実際は子育て支援に関わるような保育所を整備したりとか、支援金を整備したりとか、子育て世代がお金がかからないようにということは言うんですけれども、それだけではなかなか難しくて、やはり自然豊かなところで子育てするとか、あるいは地価はもう少し安いところで働く、ワーク・ライフ・バランスも一定実現し得るような地方でやってもらったほうがいいんですよというようなこともうたうことができたらと思います。東京は東京でクリエイティビティが非常に高い人たちだけが集まるところにすべきで、それ以外の中間ぐらいの人たちは、まずは地方で頑張って、頑張った末に東京を目指すみたいな感じになっていれば、地域間の役割が明確になるのではないかなと思います。以上です。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございます。今の御議論、御意見をお聞きになる中で、倉本先生、もし御意見がございましたら。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　倉本です。聞こえておられますか。

（西島副首都推進局長）

　はい。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　今までのお話を伺いまして、先ほど、野田先生がおっしゃった話に関連する話からしたいと思います。

　東京には東京の役割があるという話に関連して、私も別の会で他の経済学者の方と議論をする機会がありました。そこでは、東京と関西、もしくは大阪の違いについてが話題になりました。東京の、例えば霞が関に、皆さん、行かれたことがあると思うのですけれども、イメージしていただくと、皇居があって、空が開けていて、いろんな省庁が建っています。そこで働けている自分が何がしかのプライドにつながっていて、自分が日本の中心にいるんだという気になれる街の形になっているという話の内容でした。その意味で東京での働きやすさがあり、これは民間企業で働く方も同じだと思います。本社がいっぱい建っている場所で、東京ならではの働き方ができているというところで、プライドを持って働けています。そういう意味で、大阪は大阪なりに、大阪で都市を感じるといいますか、大阪のプライドを感じられるようなところで働ける、そういうところで働く人たちが集積して、そこで切磋琢磨できて、それが世界レベルで活躍できているんだというような実感が都市には必要だと思います。行政にしても、民間にしても、言葉で表現することは難しいですけれども、そういう働き方ができるような都市圏になるということが必要だと思います。思い付きですが、まずは東京の役割としては行政的に日本中心であり、大阪には何の役割があるのかという視点で考えていく必要性を、これまでの私のほかの場所での議論も踏まえて、感じました。

　何でもという、特に具体的なリクエストがなく話をしてほしいというリクエストだったので、気になることをお話しておきます。私は、先ほど伊藤先生がおっしゃた、「東京に適用しない法律」が私の概念では抜けていたので、東京に実際に住んでおられる方が、東京にはあえて適用しない制度をつくるというお話をされたことに関しては、すごく斬新だなと思いました。それが、大屋先生にご説明いただいた、三大都市圏には適用されない連携中枢都市圏の形成が、法律的にも、制度的に三大都市圏ではないところで行われた根拠といいますすか、既に前例があるということで、すごく心強いバックアップになると思いました。あくまでも関西に住んでいる人間の立場からしたら、そういう東京の方のお話というのは大変勉強にりますし、私の発想も、そういう意味で広がったかと思います。

　私からは以上です。

（西島副首都推進局長）

　すみません、ありがとうございました。

（鴨田副首都企画担当課長）

　先生方、すみません、本当にいろいろありがとうございました。

　幾つか先生方のお話を伺いながら、二つ新しい仕組みのアイデアみたいなのを思ったところがありまして、今日は本当にブレスト的な感じで結構ですので、この規制改革の関係も最後の取りまとめに向けて、今日のは一つのたたき台だと思いますので、いろんな観点があっていいかと思いますので、２点、御意見を皆様にいただければと思います。

　１つが、大屋先生と伊藤先生からの視点の話として、東京一極集中とか人口の話というのが一つ切り口としてあるんじゃないかという御意見を賜りましたことに関連してなんですけど、もしかしたら今もそういう施策が両方ともあるのかもしれないんですけど、地方交付税の不交付団体をつくるというのを、国の政策として進めるという観点はあんまりなかったんじゃないかなあと思いました、そのお話を聞くもう一つの切り口として。

　つまり、例えばですけど、ジャストアイデアみたいになってしまいますけど、言わばベンチャーキャピタルのように、地域に対してある程度まとまった何百億円かのお金を渡すので、10年間ぐらいで不交付団体になりなさいと。そこを目指しなさいと。自律すれば、そこの達成度はもちろん、地域であれば法人事業税とか住民税で見るのかもしれませんけど、そういうところを達成すれば、その辺りをもしかしたら返すならば返すということがあっていいと思うんですけど、言わば投資的に一定期間区切って、ある程度成長・発展に係る財源を投資的に地域に渡して、そこで不交付団体を目指すために成長を進めていくというのが、もしそういう制度があれば、全国的にも一度チャレンジしたい都市があればチャレンジするというのは、ちょっと粗いですけれども、フレームとして、枠組みはあり得るのかなと思ったんですけれども、１点、ブレスト的に御意見を賜ればと思います。

　先ほどからと逆に、野田先生から、伊藤先生、そして大屋先生、倉本先生ということで御意見をいただければと思いますけれども、野田先生、いかがでしょうか。

（野田同志社大学政策学部教授）

　ごめんなさい、不交付団体をつくるという意味でということは、これはすごく賛成してもらいやすいなという気はしますね。その発想はすごく私はいいと思います。ただ、それができるのかというか、どれぐらいできるのかといったところをどう示すかということだと思います。今の大阪とか、愛知県も交付団体ですけれども、大阪、愛知、福岡、仙台ぐらいであれば、もうちょっとで本当に財政的にも自立化しますということを示すことができれば、それは国としても非常にいいのかなという気はします。

　一方で、国は交付税措置をしながら政策を誘導してきたというようなところも結構あるので、そこがなくなるということを、ここは私、全く中央官庁の人らとしゃべってないんで、むしろ先生方にお伺いしたいんですけど、交付税措置がなくなることが嫌かどうかというのはちょっと分からないんですけどね。

　例えばですけど、今、ＤＸというかデジタル化を進めるなかで、マイナンバーカードをコンビニ交付する取り組みも交付税措置で推進されていました。今やもうほとんどしていますけど、コンビニ交付をしたら交付税措置をしますという、たしか昔、通知かなんかにあったと思いますし、市町村の下水道の公営企業会計の一定の仕組みを適用すれば、交付税措置という話があったかと思います。そういったことができにくくなるから、手段をなくしてしまうことについての中央官庁の抵抗というところまでは分からないんですけど、まずは発想としては交付団体を少なくしていくということについては、割とウエルカムなんじゃないかなという総論としてはありました。個別のところは、今ちょっと危惧したところがありますけど。

　ごめんなさい、取りあえずそれぐらいです。

（鴨田副首都企画担当課長）

　ありがとうございました。伊藤先生、いかがでしょうか。

（伊藤東京都立大学法学部教授）

　私、地方財政の専門家ではないんですけれども、不交付団体をつくるというか、逆に交付団体が多過ぎるというのは、ずっと財務省や経済学者が主張していたことでありまして、その趣旨は、要は国と地方の財政調整の規模が大き過ぎるということです。逆に言うと、国税からの持ち出し分が大きい、地方交付税交付金の規模が大き過ぎて国の財政に悪影響を与えているという趣旨なので、財務省などは不交付団体をつくるという政策目標自体はウエルカム、大歓迎ですけれども、その裏には財政調整の規模は縮小する、今の交付税の額は渡さないという発想になります。

　交付税総額を維持したまま不交付団体をつくるということに関しては、財務省はニュートラルかもしれないということですが、目標達成できない場合はどうするのという話は必ず出てくるということですね。

　総務省は絶対反対だと思います。これは、財務省の路線に乗ることで、財政調整制度自体の根幹を揺るがす仕組みになりますので、表向きは総務省は反対するだろう。ほとんどの自治体、交付団体はやはり反対だと思います。自ら不交付団体になることを目指すインセンティブは今のところないからです。

　ですので、この話に乗ってくるというのは、不交付団体と交付団体の間、ぎりぎりのライン、年によって不交付団体になったり交付団体になったりする団体だと思います。しかし、自分たちの自主財源をもう少し増やして自由に財政を行いたいというところに限定されますので、大阪はそういうところかもしれないですけれども。それでやってみるという可能性はあるんですけれども、目標が達成できない場合にどうペナルティーがあるかというのは非常に怖い仕組みではありますので、そこは考える必要があるかなという感想を持ちました。ただ、アイデアとしてはすごく面白いと思います。

（鴨田副首都企画担当課長）

　すみません、ありがとうございました。大屋先生、いかがでしょうか。

（大屋慶應義塾大学法学部教授）

　ちょっと変な話かもしれないけど、お話を聞いていて頭に思い浮かんだのが、我々の業界における国際卓越研究大学制度というやつです。これは何かというと、要するに世界の研究大学というのは、まず膨大な資金があって、その自己資金を投じて研究成果を出すと。それは例えばイノベーションとかベンチャー企業の創出にもつながっていて、そういうことができているので外から寄附とか、あるいは共同研究とか、あるいは知的財産収入みたいなのがどかんと入ってくると。だから、財源が強くて、その財源で研究が進んでという、その資金と研究の好循環というのがある。それに対して日本の国立大学――国立大学だけじゃないんですけど、日本の大学は小規模で資金が乏しいので大きな施策が打てないと。例えば重点研究分野をつくって、そこに研究費をどかんと入れますみたいなことはできないので、ちまちまとした研究成果しか上がらずに、だからベンチャーもなかなかできなくて、お金が戻ってこないので財源が弱くてという、そういうちっちゃな循環にとどまっているという現状認識を基にして、大学ファンドという巨大なお金をつくっていて、そのファンドの運用益を基に指定された国際卓越研究大学というところにどかんとお金を入れるんだと、こういう制度なんですよ。それが目指しているのは要するに自律化であって、欧米のような大きい研究大学というのをこのお金でつくろうという話を考えていると。

　要するに、ちっちゃいお金しかないから、ちっちゃい革新しかできないんだと。大きいお金を一回どかんとつけてくれれば、それが火種になってエンジンが回り出すんだという発想の制度としては、そういう意味で積極的な側面があるだろうと思いました。

　ただ、難しいのは、伊藤先生がおっしゃったとおりなんですけど、あかんかったらどうするんやというところがあると。大学の場合には、取りあえず途中でも成果が出てなかったら支援を打ち切っちゃいますし、最終的にあかんかったといった場合には、その後の運営費交付金を削るとかですね。例えばそれでその大学が潰れても、別に構わねえなんていう腹が多分、文部科学省さんにはあるんだと思うんですけれども、地方自治体を潰すわけにいかないんですよね。

　そうすると、言い方は悪いんだけど、地方自治体の財源制度というのは、ある種自己責任の底が抜けているところがあって、夕張ですよね。野放図な投資をやって膨大な赤字をつくって再建不能になりましたと。じゃあ、そこはお取り潰しにして自治体がない状態にしますかというと、そうできないわけであって、結局国の財源で後始末するしかないんですよね。

　そうすると、一定のコミットをして財源措置をどかんとつけてもらったとして、うまくいきませんでしたというときに、将来に向けた地方交付税の削減ということを言われると、それで困るのは、それで住民の生活が保障できなくなっても困るしなみたいな話が恐らく出るだろうと。この辺りのある種、結果的な自己責任というのがなかなか機能しないということを前提にしたガバナンス制度とセットに提案しないと、なかなか受入れ難いだろうなというのは印象としてありましたということです。

　以上です。

（鴨田副首都企画担当課長）

　すみません、ありがとうございました。倉本先生、いかがでしょうか。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　倉本です。聞こえておられますでしょうか。

（鴨田副首都企画担当課長）

　はい、聞こえています。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　私も、そもそも地方交付税の交付団体である地方公共団体側に不交付団体になるインセンティブがほぼない状態で、不交付団体になってほしいという政策に対しては、特に将来的に成功できるかどうかが不透明な段階では、この制度案を受け入れる地方側が想像しにくいです。ゼロとは言いませんが、引き受けしにくい性質の話かと思います。

　そういう話を踏まえて、先ほど提案いただいた三つ目のインセンティブの話に関しては、私はすごく面白いと思います。交付税を特にいじることもないということで、財源調整機能をきちんと果たしながら、インセンティブで各個々の地方公共団体が活躍、例えば投資により、地域が経済成長をして、さらに地方公共団体にもプラスになる部分があるという意味で、すごく面白い制度だなと解釈しております。ですので、ご質問への回答として、単体で一定期間支援するから交付税をなくすという話は進めにくいと感じています。

　以上です。

（鴨田副首都企画担当課長）

　ありがとうございました。本当に突然のアイデアですみません。

　もう一点あるんですけど、お付き合いいただけるとありがたいんですが、野田先生と倉本先生のお話の中でちょっと思ったことです。野田先生のお話があって、地域に、今回でいうと二つ目の具体例で地域に任せるということの仕組みづくりということで、それはできるだけ現場に近いところでマネジメントしていくという観点だったと思います。もう一つは倉本先生、ポート・オーソリティのアイデアを一つお話しいただきました。

　そこで思ったのが、できるだけ地域でやるということとちょっと違う平仄で、国と地域、できればそこに民間も入って一緒に政策展開をするという考え方とか仕組みというのは、もっと制度的にあってもいいんじゃないかなと思いました。できたらそこに国の財源、都道府県の財源、民間の資金なんかも一つに入れて、もっと言うと国の補助金なんかもある程度まとめて、使い方としては共同体、パートナーシップ共同体みたいなところで合意的に決めて、例えばスタートアップ支援なんかも重点的に、みんなで一緒にやるという政策があってもいいんじゃないかなと思いまして、その辺りのアイデアはどうでしょうかという話でございます。

　実は、大阪府、大阪市、そして堺市においては、類似的な仕組みとして大阪観光局というのを設けています。ここは、言わば民間的な方にヘッドに立っていただいて、自治体からは負担金だけ渡して、大阪の観光行政というのは、その民間的な方がヘッドになって、基本的には観光局が全体的にいろんなアイデアを出したり推進したりしているという仕組みで、結構うまくいっているのかなというふうに大阪では評価しているところでございます。

　それは、産業政策とか、雇用政策とか、まちづくりとかいろんな観点で、もっといろんな主体が一つの責任と権限を持った機構とか、これは自治制度になるのかもしれませんけれども、そういうものをつくって集中投下していったり、最適化を図っていくというのはアイデアとしてあるのかなと思いまして、御意見をいただければと思います。

　今度は逆に、倉本先生から御意見を賜ってもよろしいでしょうか。お願いいたします。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　倉本です。

　先ほど私が発言したポート・オーソリティをヒントにするという内容ですが、十分あり得る話だと思います。ポート・オーソリティは、今まではバラバラに行ってきた港湾関係の投資なり運営、さらに企業誘致ですとか、そういったものを包括的に扱う組織です。例えば大阪を御存じの人は、大阪には既にコンテナ港湾もあるし、これからはＩＲも出来ることをお分かりだと思います。ポート・オーソリティは、港湾エリアを総合的に様々な関連分野の方が参加して話し合って投資して、新しい大阪の拠点にしていこうという組織になると思うのですけれども、そういった組織は十分機能すると思います。全ての分野は無理かと思いますが、観光でも関連団体間での連携ができているということで、できるだけポート・オーソリティに近い組織づくりを、色々な分野で検討する必要はあるかと思います。

　すみません、私はポート・オーソリティ化を押しているため、このお話をいたしました。私からは以上になります。

（鴨田副首都企画担当課長）

　すみません、ありがとうございました。大屋先生、いかがでしょうか。

（大屋慶應義塾大学法学部教授）

　私も、そういう考え方は十分あり得ると思います。ちょっと思い出したんで言うと、伊藤先生から御指摘があった、つまり例えば国の支分部局というのは、近畿なら近畿というのを全体的として受け持つことになっていると。その例えば大阪分だけを抜くというのはどういう意味を持つか、どういう仕組みかという話があったと思うんですけれども、都道府県、市町村だと、その関係は既にあるわけですよね。つまり、保健所が典型ですけれども、都道府県が保健所を設置するんだけれども、政令指定都市とか中核市とか一部の市は別建てで持っちゃうので、ある意味、神奈川は広いんですけど、私が住んでいる。神奈川県が設置している保健所というのは、実は神奈川県の３分の１ぐらいにしか権限を持ってないみたいな、そういう虫食いみたいな権限を持つということになる。

　それと同じような仕組みとして構想すればよくて、それも今回の仕組みの二つ目の例など、ぱっと手放しちゃうわけですけれども、手放すんじゃなくて共同参画するとか、さっきのポート・オーソリティみたいなやつですね。そもそもさっき例に挙げた国民生活センターと生活消費センター、消費生活センターか、実態としては情報の連携はずっとやっているので、だったら組織的にも融合させて運営すりゃいいんじゃないかという話は多分あるわけですよね。そういう方向で考えていく仕組みとしていいのではないかなというふうには思いました。

　以上です。

（鴨田副首都企画担当課長）

　すみません、ありがとうございました。伊藤先生、いかがでしょうか。

（伊藤東京都立大学法学部教授）

　私も、国と自治体が、あるいは民間も含めて連携する組織が地域において様々な行政を担うという仕組みというのは考えられると思います。現状は、先ほど大阪観光局の話がございましたけれども、国がどう関わるかというところが多分論点になってくるんだと思います。

　私も専門ではないので、やや的外れかもしれないんですけれども、国と自治体の双方がかなり関わっているような例として、これは歴史的経緯もあるんですけど、例えば沖縄の政策というのは内閣府が所管しつつ、沖縄県との間で特別な協議会のようなものをつくって行っています。ここは民間が関わってない可能性があるので何とも言えないんですけれども、特定の地域に国が一定の関与をするという例はないわけではない。北海道開発局というのも、もしかしたらそういう例かもしれませんし、あと三大都市圏の首都圏整備審議会とか、首都圏整備と中部圏と近畿圏の整備本部とか、ほとんど実は機能してないという評価なのかもしれませんけれども、そういった仕組みを参考に、もう少し拡充していくようなやり方というのもあるかもしれないと、ちょっと思いつきですけれども考えました。

　以上です。

（鴨田副首都企画担当課長）

　すみません、ありがとうございました。最後に野田先生、いかがでしょうか。

（野田同志社大学政策学部教授）

　まずは国と地方の関係でいくと、行政学の用語では、国と地方自治体は融合的な行政スタイルというようにとらえられており、同じ区域で双方がそれぞれの仕事を融合的に行うという特徴があります。実際には、国の出先機関は関与せず、完全に地方自治体だけでやらせてほしいという思いは多分関西はかなり強くて、お金と権限さえあれば全部できるということを思っている人は非常に多いと思いますし、実際にできると思います。できるので、出先も全部、本当はなくしてほしいのですが、これまでの経緯もあるし、それぞれの仕事の仕方もあると思います。現実的な融合型スタイルの最も融合している姿というのは、今お伝えいただいたようなこの取組事例とか、あるいは新しい組織をつくりながらということになるので、そういう方向性はよいと思っています。

　一方で、責任関係の明確化も重要です。どこまでが誰の責任なのかというのが、なかなか決めにくいことがよくありますので、三セクみたいな結果にならないようにすべきであり、今回の提案の取り組みでは、融合型行政スタイルの背景として財政的自立で管理できるという、その裁量が広がるという理解ができます。

　それと、ポート・オーソリティのイメージについてです。民間シンクタンクにいたときにポート・オーソリティの調査がありまして、大分前なんで、2000年代の初期ですけれども、当時はニューヨークとニュージャージーのポート・オーソリティを見に行こうという話で、先に調べた調査があったので、その資料を見ながら準備をしていて、当時ファクスを入れてインタビューに行く予定であったのですが、ちょうどワールドトレードセンタービルの中に事務所がありまして、行く４週間前か、３週間であったか、あの事件が起きてしまったので行くことができなかったという状況がありました。当時の資料によれば、アメリカのポート・オーソリティは、ニューヨークとニュージャージーで連携をしていて（だから国と自治体の連携ではなく、またがる州の間で１つの組織をつくっている例）、何がすごかったかというと、範囲の経済の効果を実現できていた点です。特定の港湾の収益以外に、駐車場の管理でめちゃくちゃ収益を上げていました。そのプラスの分でほかの事業に回し、財政的自立が実現していました。ポート・オーソリティ的なもので、もし国の出先と自治体ということになった場合に、やはり財政的自立みたいなものが明確にないと駄目なのかなあと思いました。

　以上です。

（鴨田副首都企画担当課長）

　すみません。ありがとうございました。アイデアレベルでお尋ねしましたにもかかわらず、本当に申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

　１つ目は、あんまり考えるのは、やめておこうかなと思ったんですけど、二つ目の仕組みは、もしかしたらいろんなバージョンがあり得るのかなと思って研究を引き続けたいと思います。すみません、ありがとうございました。

（西島副首都推進局長）

　こういう今回幾つか、三つアイデアを出させていただいて、いろいろ御意見をいただいているんですけれども、そこの東京一極集中とか、国に対してどういう理屈で言っていくかというのが私のほうは気になっていまして、特に今回は三大都市圏、大都市圏で東京だけじゃなくて、前回、「戦略拠点都市」と言いましたけど、そういうので日本の成長を支えていくという考え方というところが要るのかなというふうに個人的には思っていまして。今回、13ページ……。

　単純に純資本ストック当たりで実質の付加価値額を割って、都道府県別で一定期間、隔年のやつを平均を取って並べてみたというところなんですけれども、この資料で大都市への投資が非常に効果的である、どれがどういう因果関係なんか、私、自信がないところがあって、そういうことはどれぐらい言えるのかなあというのを倉本先生、野田先生にお聞きをしたかったんですけれども。

　倉本先生、御意見、これで大都市圏は結構投資効率がいいですよねというのが言えるのかどうかというのは、いかがでしょう。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　倉本です。

　私もこの資料を拝見しまして、一つの解釈として資本効率が高いということは言えると思います。もう一つ、これはいつも私が言っていて、繰り返しになりますので申し訳ないのですけれども、今回の結果は全体の平均的なお話だと思いますので、分野といいますか、どういう資本ストックが一番、大阪の中で付加価値を高めているのか、というところまで踏み込む、次のステップの議論も必要だと思います。

　私からは以上です。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございます。野田先生、いかがでしょう。

（野田同志社大学政策学部教授）

　私も、今、倉本先生がおっしゃられたのとほぼ同じです。一つの見方なんですけれども、資本効率、一定の資本を投資することによって、そこから上げられるＧＲＰ、生産額は高まるということです。そういう解釈は大都市圏に近いところほど、そういう効率が高いというのは言えるんだなと思います。しかも倉本先生がおっしゃられたみたいに、資本ストックの内訳がどういうものなのかというのは重要だと思います。資本ストックは民間のものと社会資本と両方含まれていますし、社会資本も生活資本と幾つかの種類に分かれていますので、行政がコントロールできるというのは基本的には社会資本で、その社会資本が物すごい無駄に扱われていることがわかったり、実際は民間の資本ストックで回っていっている可能性があるという分析もできるかもしれません。だからそこら辺は細かく見る必要があるんでしょうけど、総論で見ると資本効率が高いことは言えると思います。

　以上です。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございます。それと、３ページ、資料をお願いします。

　今回、今日の議論の中では規制改革と地方分権改革という二つ注目して意見交換させていただいたんですけれども、我々としては、あと自治制度改革と統治機構改革、国土政策の三つがあるかなと思っているんですけれども、次回は、全部やれるかどうかは別にして、この三つで国への働きかけの仕組みみたいなのを考えられたら考えようかなと思っているんですけれども。

　伊藤先生と大屋先生にお聞きしたいんですけれども、これ以外にもし何かあるようでしたらアイデアとか頂けたらなあと思っていまして、すみません、伊藤先生、よろしいでしょうか。

（伊藤東京都立大学法学部教授）

　特に右側のほうということですかね、中身というか。

（西島副首都推進局長）

　はい、そうです。項目としてこれぐらい、何かほかにありそうなものとかもしあればと思いまして。

（伊藤東京都立大学法学部教授）

　どうですかね。成長と発展のための戦略的な政策としては、ここに掲げられているものかなあとは思います。あと、先ほど大屋先生が子育てですとかデジタルという政策を例に挙げていらっしゃって、国のほうでむしろできないといいますか、縦割りの部分があって乗り越えられないというものを大阪なり地域で総合的に展開できるような仕組みを考えるというような例からすると、例えばあと、これはいろいろ議論があるところですけれども、外国人の政策ですね。

　人口減少に対応した労働力というだけではなくて、いろいろな側面がありまして、国の政策はちょっとずつ対応を拡大していますけれども、何ていうか出入国管理の面だけでやっている部分がどうも見えるので、例えば教育政策とか、労働政策とか、いろんなものと関係づけて外国人に対する政策を地域で総合的に行うとかですね。これはいろいろ議論があるところなんで、本当にできるかどうかということは分かりませんけれども、１つの取組の例としてはあり得るかなと。

　大阪が外国人にとっても働きやすい、あるいは選ばれるような地域として経済成長の１つの要素として考えられるということを示すということはあり得るかもしれませんが、これはただいろいろ議論があるところですので、あと特に載せろとか、そういう話ではないということです。

　それ以外に、あんまり今の時点では思いつかないんですけれども、差し当たり以上です。

（西島副首都推進局長）

　すみません、私の説明の仕方があれだったんですけど、そこの３ページの下側の国への働きかけの視点というところで、５つ改革とかを並べていて、今日、規制改革と地方分権改革に注目してアイデアとか出させていただいたんですけれども、次回以降、自治制度改革とか統治機構改革という辺りを考えていこうかなと思っていまして、それに当たって何か、これ以外に何かあるよとか、こういうところを見たらいいんちがうかなみたいなアドバイスもいただけたらありがたいなあと思うんですけれども。

（伊藤東京都立大学法学部教授）

　すみません、私のほうで全く理解してなかったというか誤解しておりました。

　先ほどでも、そこでも関わるんですけれども、例えば国のほうが縦割りで動いてない政策とか、あるいは人口減少とか全体の中で考えなければいけない政策として、今出ているものはかなり横割りの視点が強いんですけれども、例示をどこまでするかは別ですけれども、地域が総合的に取り組むことによって、国とまた異なる視点で展開できる政策というのがあるというような働きかけをするというのは、一つあり得るかもしれないと思いました。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございます。すみません、大屋先生、いかがでしょうか。

（大屋慶應義塾大学法学部教授）

　大きくいうと統治機構改革の中には入ってくるんだと思いますけれども、司法制度の問題も視野に入れるといいというふうには思います。御承知のとおり知財高裁というのがあって、特に技術的な事件の控訴審については東京で一極で扱うことになっていると。第一審は大阪と東京なので、そういう意味では大阪も第２の位置づけはされているわけですが、やはり高裁レベルで東京に集中してしまうのと、あと東京ではビジネス・コートといって、中目黒にこういう倒産部とか、要するにビジネス関係の法廷を集めて効率よく運営するということをやっている。それはある意味、東京は先進的なモデルとして、それをやっているのはいいんだけど、大阪をほっておかないでくださいと。西日本はこちらでやりますみたいなことも言い分としてはありだろうと思うので、紛争解決能力をちゃんと大阪で閉じて持ちたいというのは掲げてもいいのかなと思います。

　以上です。

（西島副首都推進局長）

　ありがとうございました。また、この辺りも次回に向けて私どものほうでいろいろ考えていきたいなと思っております。

　そろそろお時間もあれですので、全体を通してもし御意見とかございましたら。

　よろしいですか。

　倉本先生、すみません、お願いします。

（倉本京都産業大学経済学部教授）

　すみません、倉本です。

　最後に１つだけお願いがございます。次回に向けての資料でお願いしたいことがございまして、今回のお話の中で、地域限定的な規制改革のメリットを説明いただきましたし、委員の皆様からのコメントの中でデメリットもあるということも伺ったと思います。それに加えまして、既存の地域を限定しない規制改革制度の中でも、こういうデメリットがあるから地域限定的な規制改革が必要だということでの説明も資料の中でいただいています。それらのまとめとして、既存の規制改革制度におけるメリット、そして、これを踏まえ、既存の規制改革がない状態での地域のメリット・デメリット、そしてさらに今回のお話の議論、議題になった地域限定的な規制改革のメリット、そして注意点といいますか、デメリットもあるという、規制改革前（規制下）、既存の規制改革後、今後の地域を限定的な規制改革後の三つの時間軸を持つ資料を一つ頂ければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（西島副首都推進局長）

　分かりました。ありがとうございます。私どものほうでも、最近、金融資産運用特区の認定なんかがありまして、府市で国際金融都市を目指しているという中でも、そういう既存の特区制度もしっかり使いながらやっていくというのが当然やっていくべきことかなあと思ってございますので、そこも含めて資料のほうを工夫したいと思ってございます。

　ほかに何か先生方、この際、もし御意見がございましたら。

　よろしいでしょうか。

　そうしましたら、今日の意見交換はここまでとさせていただきたいと思います。先生方、すみません、いつもありがとうございました。

（伊東副首都企画担当課長）

　伊東でございます。

　本日の議事につきましては、事務局で記録後、先生方にも御確認いただきました上で、追ってホームページ上で公表させていただきますので、御了承ください。

　次回ですけれども、第９回は令和６年８月７日水曜日14時からを予定しております。資料が出来次第、各先生方には御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

　それでは、第８回「国への働きかけに向けた副首都化を後押しする仕組みづくりに関する意見交換会」は、これで終了させていただきます。本当にありがとうございました。